国名	日本
公的年金の体系 保険料財源 税　財　源 企 業 年 金	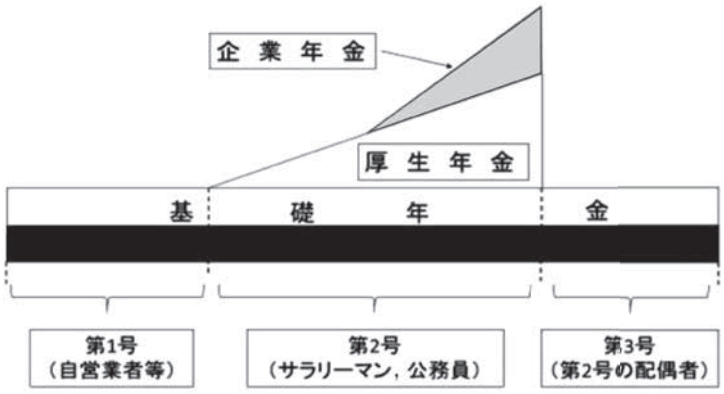
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	・20歳以上60歳未満の全国民（国民年金に◎） ・60歳以上70歳未満の被用者（厚生年金に◎） ・加入40年未満の60歳以上65歳未満か在外邦人で他制度に非加入（国民年金に△）
保険料率	・国民年金：月額16,540円（2020年度）。 ・厚生年金：標準報酬比例，保険料率は18.30％，労使折半。
支給開始年齢	・65歳。ただし，生年月日により64歳以下でも特別支給の老齢厚生年金がある。
基本受給額	・基礎年金：40年納付で，月額6.5万円 ・夫が厚生年金加入の世帯の標準的な年金額：基礎年金を含み，月額22.1万円
給付の構造	・第１号，第３号被保険者：加入月数に応じて決まる基礎年金の定額給付。 ・第２号被保険者：基礎年金＋報酬比例年金。
所得再分配	・国民年金保険料免除者にも基礎年金の1/2が給付される（国庫負担財源）。 ・厚生年金・共済年金では，保険料が報酬比例だが定額の基礎年金がある。 ・厚生年金・共済年金では，配偶者や18歳到達年度までの子がいれば年金が加給される。
公的年金の財政方式	・基礎年金は賦課方式。 ・厚生年金・共済年金は一定の積立金を有する修正賦課方式。
国庫負担	・基礎年金の1/2
年金制度における最低保障	・国民年金保険料免除者にも基礎年金の1/2が給付される。
無年金者への措置	・国民年金発足時にすでに高齢であった者に対し，全額国庫負担の福祉年金を支給。
公的年金と私的年金	・企業年金として，厚生年金基金，確定給付企業年金，確定拠出年金がある。 ・自営業者のために基礎年金に上乗せする国民年金基金がある。 ・20歳以上60歳未満の国民は個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入が可能。
国民への個人年金情報の提供	・すべての国民年金・厚生年金被保険者に「ねんきん定期便」を送付。 ・年金事務所などの年金相談窓口で個別相談に対応するほか，電話相談やインターネットにより加入記録を提供。

（福山圭一・年金シニアプラン総合研究機構上席研究員）

日本の年金制度

福山圭一（年金シニアプラン総合研究機構
上席研究員）

1．制度の特色

20歳以上の全国民が公的年金制度でカバーされる国民皆年金。ただし，自営業者などは国民年金に，被用者とその配偶者は厚生年金に加入する。

厚生年金の適用者に関しては，全国民共通の基礎年金，所得比例の厚生年金，これに上乗せする企業年金の３階建てである。

受給開始時の年金額の算定は手取り賃金スライド，受給開始後は物価スライドが基本であるが，2004年の年金改正で，この率から現役世代人口の減少及び平均余命の延びを減じるマクロ経済スライドが導入された。

2．沿革

明治の早期から官吏や軍人を対象とする退職年金の仕組みは始まり，1923年には恩給法が制定された。また，明治末期より恩給の適用を受けない官庁雇用人の制度として現業部門ごとに共済組合が設立された。

一般の雇用労働者を対象とする制度としては，1941年に労働者年金保険法が制定され，常時10人以上使用事業所の男子労働者が対象となった。同法は1944年には厚生年金保険法に名称変更され，常時５人以上使用事業所，女子に適用拡大が図られた。

戦後になり，1948年に国家公務員共済組合法が制定され，この下に各共済組合が統合された。また，厚生年金は戦後のインフレで壊滅的な打撃を受け，再建の努力が傾けられたが，1954年になって，それまでの法律を廃して新法として厚生年金保険法が制定された。これは定額部分と報酬比例部分の２本立ての体系であった。

1958年には恩給が国家公務員共済組合制度に統合された。

1960年には自営業者等それまで年金制度の対象とならなかった者を対象とする国民年金法が制定され，ここに国民皆年金の制度的完成を見た（施行は1961年）。

1962年には地方公務員等共済組合法が制定された。

1973年は「福祉元年」と称され，年金制度についても給付水準の充実，物価スライド制の導入などが行われた。

1985年には，それまで３種７制度に分立していた公的年金制度について，国民年金を発展させる形で全国民共通の基礎年金制度が導入された。厚生年金などはこれに上乗せになり，更に企業年金が加わる現行の３階建て年金制度体系が完成した。また，それまで国民年金に任意加入であったサラリーマン家庭の専業主婦にも基礎年金の年金権が賦与されることとなった。

支給開始年齢は国民年金65歳，厚生年金は60歳であったが，1994年には厚生年金の定額部分について，2000年には報酬比例部分も，65歳に向け長期的に引き上げていくこととされた。

2001年には個人の自己責任で運用する新たなタイプの確定拠出年金制度が，2002年には代行部分がない企業年金である確定給付企業年金制度が創設された。

2004年には，保険料の上限が法定され，この範囲内で給付を賄っていくためにマクロ経済スライドによる給付水準の調整の仕組みが導入された。

2012年には，基礎年金に対する国庫負担1/2の恒久化，老齢年金受給に必要な最低加入期間の25年から10年への短縮，被用者年金一元化などの制度化が行われた。従来の共済年金加入者は2015年10月から厚生年金の被保険者となった。また，一定の企業に週20時間以上勤務する短時間労働者への厚生年金の適用拡大が図られた。

3．制度体系の概要

わが国は国民皆年金であり，20歳以上60歳未満の者には，国民年金法による次の区分により公的年金制度が適用され，高齢になれば基礎年金が支給される。

① 第１号被保険者：②，③以外の全ての国民であり，自営業者，学生，パート・アルバイト，無業者など様々な立場の人々が含まれる。国民年金が適用される。

② 第２号被保険者：フルタイムの被雇用者及び従業員501人以上の企業（労使合意があればそれ以

下も可）に週20時間以上勤務する短時間労働者であり，厚生年金が適用される。

③　第３号被保険者：②の被扶養配偶者。

2019年３月末現在の国民年金被保険者数は次のとおり（単位：万人）。

第１号	第２号	第３号	計
1,471	4,181	847	6,499

なお，これに高齢の厚生年金適用者を含めた公的年金加入者合計は6,746万人である。

被用者については厚生年金が適用となり，雇用される企業によっては企業独自に上乗せを図る企業年金がある。基礎年金に加え，厚生年金，企業年金と３階建ての制度体系になっている。

第１号被保険者である自営業者のために基礎年金に上乗せする国民年金基金がある。また，公的年金が適用される60歳未満の者は任意で個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入が可能である。

４．給付算定方式，スライド方式

基礎年金は，保険料納付月数に応じて決まる定額給付である。2020年度の基礎年金額は，480月保険料納付で781,700円（月額65,141円）になる。なお，付加保険料を納めた者には付加年金（200円×納付月数）が上乗せして支給される。

基礎年金の算定式：780,900円×改定率×｛保険料納付月数＋保険料免除月数×（1/2）＋保険料3/4免除月数×（5/8）＋保険料半額免除月数×（3/4）＋保険料1/4免除月数×（7/8)｝÷480月

ただし，2009年３月以前の加入月については，1/2，5/8，3/4，7/8はそれぞれ，1/3，1/2，2/3，5/6となる。

厚生年金は，報酬比例年金である。平均的な賃金水準にある厚生年金加入世帯の2020年度における標準的な年金額（夫婦２人分の老齢基礎年金を含む）は，2,648,713円（月額220,724円）になる。

老齢厚生年金（報酬比例）の算定式：平均標準報酬額×5.481（2003年３月までは平均標準報酬月額×7.125）/1000×加入月数

ここに，「標準報酬額」とは各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計をこの間の月数で除した額である。

厚生年金では，一定の扶養親族があれば加給年金が支給される。加給年金額（2020年度）は，65歳未満の配偶者がいれば390,900円（月額32,575円・特別加算含む），18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子２人まで１人当たり224,900円（月額18,741円），３子以降年額75,000円（月額6,250円）。

受給開始時の年金額の算定は手取り賃金スライド，受給開始後は物価スライドが基本だが，この率から現役世代人口の減少及び平均余命の伸びを勘案した一定率を減じるマクロ経済スライドの仕組みが導入されている。なお，この仕組みでは，手取り賃金や物価がマイナスになれば当該率でスライドされるが，その場合を除き名目年金額が前年度より下回らないようになっている。

支給開始年齢は65歳が基本であるが，生年月日により，厚生年金から60歳から64歳までの間に特別支給される。この特別支給の老齢厚生年金は定額部分と報酬比例部分からなり，定額部分は2001年度から，報酬比例部分は2013年度から，３年ごとに支給開始年齢が１歳ずつ引き上げられている（したがって，2020年度においては63歳と64歳の者に報酬比例部分の年金が支給される）。なお，女子の引上げスケジュールは５年遅れである（2020年度においては61歳から64歳の女子に報酬比例部分の年金が支給される）。

65歳から支給される本来の老齢年金は，希望すれば60歳までの任意の時期まで早めて繰上げ受給をすることが可能である。ただし，早めた１月当たり0.5％の割合で年金額が減額され（したがって，60歳から受給すると65歳からの場合に比べ30％減額），生涯減額されたままとなる。逆に，66歳から70歳までの任意の時期まで遅らせて繰下げ受給をすることも可能であり，この場合は遅らせた１月当たり0.7％の割合で年金額が生涯増額される（したがって，70歳から受給を始めると65歳からの場合に比べ42％増額）。

一定の障害状態になれば障害年金が支給される。この算定の基本は，１級は基礎年金（厚生年金加入中に障害になった場合は＋報酬比例年金）の1.25倍，２級は1.0倍，３級（厚生年金加入期間中の障害のみ）は報酬比例年金相当である。

被保険者が死亡したときは，子か子のある配偶者

に基礎年金相当の遺族基礎年金が支給される。厚生年金の場合，生計維持関係のあった遺族に報酬比例年金×3/4の遺族厚生年金が支給される。

5．負担，財源

保険料については，国民年金は定額で，2020年度は月額16,540円，2021年度は16,610円である。以後は価格変動のない限り固定される。付加保険料は国民年金基金に加入しない第１号被保険者だけが任意で納付でき，月額400円。

厚生年金の保険料は標準報酬比例であり，保険料率は18.30％である。保険料の負担は労使折半である。

国庫負担は，基礎年金の1/2である。

6．財政方式，積立金の管理運用

基礎年金は賦課方式である。厚生年金は一定の積立金を有する修正賦課方式であり，100年後の積立水準を給付費の１年分程度にまで抑制する有限均衡方式が導入されている。

積立金の運用は，全額市場運用が基本であり，年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が信託銀行等を通じて市場で債券，株式などに運用するほか，一部は債券に自家運用している。2018年度末でGPIFの運用資産額は159.2兆円であり，資産構成は，国内債券26.30％，国内株式23.55％，外国債券16.95％，外国株式25.53％，短期資産7.67％となっている。なお，旧共済年金の積立金は各共済組合又はその連合体が運用している。

7．制度の企画・運営体制

年金制度の企画は，厚生労働省年金局が担当し，運営については，2010年１月から，国の責任の下で，新たに設立された非公務員型公法人である日本年金機構によって実施されている。ただし，旧共済年金については各共済組合が実施機関である。

8．最近の論議や検討の動向・課題（今後の見通し，評価を含む）

⑴　超高齢化への対応

日本はすでに世界でもっとも高齢化の進んだ国になっており，全人口に占める65歳以上人口の比率は2019年には28.4％に達したと見られる。2017年に国立社会保障・人口問題研究所から発表された人口推計では，これからも少子高齢化が進み，同比率は2025年に30.0％，2065年には38.4％へと増大すると見込まれている。これは世界に類を見ない状況である。

年金財政についての直近の将来見通しである2019年財政検証では，経済成長と労働参加が進むならば年金財政の持続性が確保されるが，さもなければ，持続性が保たれないことが示されている。年金財政の観点からも，技術進歩等による経済の発展・拡大と同時に，高齢者雇用の促進，女性の活躍，非正規雇用者への適用拡大などが鋭意進められることが必要である。

⑵　財政検証を踏まえた年金制度の改正

2019年財政検証では，オプション試算として，A）被用者保険のさらなる適用拡大，B）保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択，の２テーマについて，それぞれ幾つかのケースを設定して試算が行われ，一定の財政上の効果があることが示された。

この結果も踏まえ，①短時間労働者に被用者保険が適用される事業所の企業規模要件を段階的に51人以上にまで引き下げる，②老齢年金の繰下げ受給上限年齢を70歳から75歳に引き上げる，③特別支給の老齢厚生年金に係る在職老齢年金の支給停止基準額を28万円から47万円に引き上げる，といった内容の法律改正が2020年に行われた。

なお，国民年金保険料の拠出期間の５年延長は前回の2014年財政検証のオプション試算に続き今回のオプション試算でも取り上げられたが，制度化は見送られた。また，65歳から支給される老齢厚生年金に係る在職老齢年金制度の見直しも，オプション試算に含まれていたが実現しなかった。更に，オプション試算には含まれていないが，基礎年金にマクロ経済スライドの影響が集中し，基礎年金の所得代替率だけが低下していくという問題が明らかになっている。今後これらの問題についても検討が進むことを期待したい。

⑶　企業年金の充実発展に向けて

かつて我が国企業年金の中心的役割を担っていたのは税制適格年金と厚生年金基金であった。適格年

金は2012年度をもってすでに廃止されており，厚生年金基金も，2012年に発覚したAIJ事件をきっかけに制度のあり方が根本から見直され，基金の新設は認めず，積立不足の基金の解散を促していく方向に大きく政策の方向が転換されている。

一方，2001年に運用リスクを加入者が負う確定拠出年金制度が，2002年には代行部分のない確定給付企業年金制度が創設され，着実に普及している。しかし，適格年金や厚生年金基金のかつての加入者を完全に吸収する受け皿にまではなっていない。

企業年金の制度設計として，経済変動にあらかじめ備えるリスク分担型企業年金やリスク対応掛金の仕組みが2017年から導入された。また，中小企業を対象に，設立手続き等を簡易にした簡易型確定拠出年金や個人型確定拠出年金への事業主拠出が2018年５月から可能になった。

公的年金ではマクロ経済スライドにより中長期的に所得代替率が低下していくが，それを補完する意味で企業年金が果たすべき役割は本来的には大きい。それに応えるためにも，企業年金の一層の充実発展が図られることが望まれる。

このため，①企業型確定拠出年金の加入可能な厚生年金被保険者の年齢限度を65歳未満から70歳未満に引き上げる，②確定拠出年金における中小企業向け制度の対象を100人未満から300人未満に引き上げる，といった内容の法律改正が2020年に行われた。

⑷　個人型確定拠出年金の普及

個人型確定拠出年金は，元々は自営業者など第１号被保険者と企業年金がない民間事業所に勤務する第２号被保険者のための制度であった。この適用範囲が拡大され，2017年からは公務員や第３号被保険者なども含む60歳未満の公的年金加入者（企業年金がある場合は規約で認める場合に限られる）が希望すれば加入できるようになった。厚生労働省では「iDeCo（イデコ）」という愛称も付与し，普及に向けた努力が行われている。

また，上記のうち，60歳未満の公的年金加入者という要件を65歳未満の公的年金加入者に年齢要件を引き上げる法律改正が2020年に行われた。

確定拠出年金は，加入者が投資指図を行うことから，投資教育が重要である。企業型であればこれは企業に期待できるが，企業に所属しない一般国民の金融リテラシーをいかに涵養していくかが課題である。

主な参考文献

・社会保障審議会年金数理部会（2020）『公的年金財政状況報告 ―平成30年度―』
・年金シニアプラン総合研究機構ホームページ『年金FAQs』